

東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する
固定資産税及び都市計画税の特例適用申告書

年 月 日

館 林 市 長 様

住所(所在) _____
(申告者) (フリガナ) _____
氏名(名称) _____
電 話 _____ - _____

地方税法附則第 56 条第 13 項及び第 14 項の規定（東日本大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域内土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税等の特例）の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

代 替 土 地 の 状 況	納 税 義 務 者	住所又は所在				
		氏名又は名称				
		被災資産所有者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 3親等内の親族 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	所在地	館林市				
	地目		地積	. m ²		
	取得・改築年月日	年 月 日		共有持分		
代 替 家 屋 の 状 況	納 税 義 務 者	住所又は所在				
		氏名又は名称				
		被災資産所有者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 3親等内の親族 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	所在地	館林市				
	家屋番号		種類(用途)			
	構造	造 葺 建	床面積	. m ²		
取得・改築年月日	年 月 日		共有持分			
取得・改築の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 中古家屋の取得(改築) <input type="checkbox"/> その他()					
他市町村への申告の有無		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ 年 月 日申告 市町村）				

被 災 土 地	所 有 者	住所又は所在				
		氏名又は名称				
所在地						
地目		地積	m ²	共有持分		
被 災 家 屋	所 有 者	住所又は所在				
		氏名又は名称				
所在地						
種類(用途)・構造	.	床面積	m ²	共有持分		

※ 特例の適用要件、必要な添付書類等については裏面をご覧ください。

◎ 特例の適用要件

1 特例対象者

- (1) 平成 23 年 3 月 11 日（居住困難区域設定指示が行われた日）における住宅用地又は家屋の所有者（被災した資産が共有物である場合には、その持分を有する者）
- (2) 上記(1)の所有者について相続が生じたときは、その者の相続人
- (3) 特例適用家屋に(1)の所有者と同居するその者の 3 親等以内の親族
- (4) 上記(1)の所有者が法人の場合、合併後存続する法人又は分割承継法人

2 特例対象土地

- (1) 平成 23 年 3 月 11 日（居住困難区域設定指示が行われた日）において、当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地の所有者が、当該居住困難区域設定指示が解除された日から起算して 3 月を経過までの間に、該居住困難区域内住宅用地に代わるものとして取得した土地で、市長が代替取得と認めるもの

3 特例対象家屋

- (1) 平成 23 年 3 月 11 日（居住困難区域設定指示が行われた日）から当該居住困難区域設定指示が解除された日から起算して 3 月（同日後に新築されたものであるときは 1 年）を経過するまでの間に当該居住困難区域内家屋に代わるものとして取得し、市長が代替取得と認めるもの
- (2) 代替家屋は、原則として居住困難区域内家屋と種類、使用目的又は用途が同一のものであること

◎ 特例の内容

1 被災代替住宅用地の特例

当該被災代替土地のうち、被災住宅用地に相当する分について、取得後 3 年度分、当該土地を住宅用地とみなす

2 被災代替家屋の特例

当該被災代替家屋に係る税額のうち、被災家屋の床面積相当分について、取得又は改築後 4 年度分については 2 分の 1、その後 2 年度分については 3 分の 1 を減額する

※新築住宅特例の適用がある場合は、適用後の税額が減額の対象となる

◎ 添付書類

1 平成 23 年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録されていた旨を証する書類

- ・平成 23 年度固定資産税課税台帳登録（記載）事項証明書等

ただし、平成 23 年 1 月 2 日から平成 23 年 3 月 11 日の間に新たに資産を所有した場合は、当該居住困難区域内に資産を所有していたことを証する書類

- ・不動産登記事項証明書 ・不動産売買契約書 ・その他所有をしていたことを証する書類

2 居住困難区域内資産に代わるものとして取得した、資産の詳細を明らかにする書類

- ・不動産登記事項証明書、不動産売買契約書、工事請負契約書又は建築確認申請書の写し等

3 納税義務者が相続人又は 3 親等内の親族の場合は、被災所有者との関係を示す書類

- ・戸籍謄本等

4 納税義務者が合併法人又は分割承継法人の場合は、旧法人との関係を示す書類

- ・法人の登記事項証明書